



様式第9号(第19条関係)

野環第98号  
令和5年3月13日

住所 京都市伏見区横大路千両松町9番地1  
氏名 日本ウエスト 株式会社  
代表取締役 長田 和志 様

野洲市長 栢木 進



### 一般廃棄物処理業許可書

令和5年2月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、条件を付けて下記のとおり許可します。

#### 記

営業所の所在地及び名称	野洲市久野部181番地 川端マンション102号室 日本ウエスト 株式会社 野洲営業所
取扱廃棄物の名称	粗大ごみを除く事業系一般廃棄物（生ごみ、紙くず、木くず、刈草）
業種	収集運搬業
許可期間	令和5年(2023年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日
許可番号	野洲市 第11号
処理料金	野洲市手数料条例に定める一般廃棄物搬入手数料
営業の区域	野洲市内全域
許可の条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例、その他関係法令等を遵守すること。 (2) 収集時には、排出者が記した事業系一般廃棄物搬入確認票を受け取り、施設搬入時係員に提出すること。 (3) 搬入する一般廃棄物は、許可取り扱い品目に限定することとし、野洲市の指定袋で納入すること。また、搬入し際には係員の指示に従うこと。 (4) 収集運搬業に関する毎月の業務実績を、翌月の10日までに一般廃棄物処理業実績報告書により報告すること。 (5) 許可車両は、別に定める。 (6) その他市長の指示に従うこと。



様式第 10 号（第 6 条関係）

野 環 第 134 号

令和 5 年 3 月 23 日

住所 京都市伏見区横大路千両松町 9 番地 1

氏名 日本ウエスト 株式会社

代表取締役 長田 和志 様

野洲市長 栢木 進



一般廃棄物搬入（年間）許可書

令和 5 年 3 月 14 日付けで申請のあった、一般廃棄物搬入（年間）申請書については、一般廃棄物処理業許可申請事務取扱要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり許可する。

許可の期間	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日				
搬入する処理施設	野洲クリーンセンター				
廃棄物の内容	事業系一般廃棄物				
使用する車両		(許可 1)	(許可 2)	(予備 1)	(予備 2)
	登録番号	京都 831 う 2002	京都 830 ひ 1001	京都 830 と 1010	京都 131 さ 21
	型式	TKG-FRR90S2	PA-FRR34G4	PDG-FRR34S2	2RG-NPR88AN
	最大積載量	1,000 kg	1,350 kg	1,150 kg	2,000 kg

※ 野洲クリーンセンターへの搬入は許可車両のみとする。予備車両を使用し搬入する場合は、事前に市で了承を得ている場合のみ可能とする。